

希少生物保護育成分科会 検討事項の概要等



目次

分科会次第	2
1. 海津市まちづくり委員会設置要項	3
2. まちづくり委員会（希少生物保護育成分科会）委員名簿	5
3. 検討事業の概要	
□総合開発計画と戦略プロジェクト	6
□まちづくり委員会組織図	6
□希少生物保護育成分科会の活動目的	7
□希少生物保護育成分科会において想定される検討事項	7
4. 活動スケジュール	8
参考資料1. 希少種保存の必要性	9
参考資料2. これまでの取り組み	10
参考資料3. ハリヨ関係記事	11
参考資料4. 海津市に生息若しくは生息の可能性のある希少生物	12

分科会次第

日 時 平成19年7月25日（水）19時00分～
会 場 海津総合福祉会館「ひまわり」 研修室1

1. あいさつ

2. 委嘱状交付

3. 自己紹介

4. 分科会長及び副分科会長の選出

5. 協議

（1）海津市まちづくり委員会について（説明）

（2）希少生物保護育成の検討について

（3）今後のスケジュールについて

（4）その他

1. 海津市まちづくり委員会設置要項

(設置)

第1条 海津市の将来像である「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津」の実現をめざして、市民参画によるまちづくりを推進するため、海津市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、海津市総合開発計画（以下「計画」という。）の実現に向けて協働が必要と判断される課題のうち、市の行政組織において事務を所掌する部局が複数に及び、かつ、その所属が明らかでなく、横断的に対応することが適当と認められる事項について調査及び検討し、市長に提案するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、幹事会及び分科会より構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(幹事会)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事会は、分科会の報告に基づいて調整し、委員会としての判断をするものとする。
- 3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。
- 4 幹事長は幹事会を主宰し、会議の議長となる。
- 5 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 幹事長及び副幹事長は、それぞれ前条第2項に定める委員長及び副委員長を兼ねるものとする。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が招集する。ただし、幹事委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(幹事)

第5条 幹事は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事の任期は2年とする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(分科会)

第6条 分科会は、委員をもって組織する。

- 2 分科会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討し、その状況又は結果を幹事会に報告するものとする。
 - (1) (仮称)自治基本条例の検討に関すること
 - (2) グリーン・ツーリズムの検討に関すること
 - (3) 戦略的交通システムの検討に関すること
 - (4) 希少生物の保護育成に関すること

- (5) その他、新たな課題のうち市長が特に必要と認める事項に関すること
- 3 分科会に、それぞれ分科会長及び副分科会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 分科会長は分科会を主宰し、会議の議長となる。
- 5 副分科会長は分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 分科会長は、前条第1項に定める幹事の身分を併せ有するものとする。
- 7 分科会の会議は、それぞれ分科会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(委員)

第7条 委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員の任期は、それぞれ分科会としての調査及び検討が終了するまでの間とする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第8条 幹事長及び分科会長が必要と認めるときは、幹事又は委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは報告又は意見を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、企画部企画政策課に置く。

(補則)

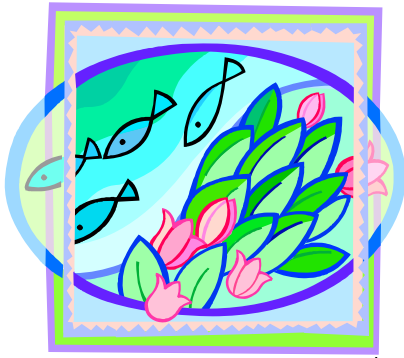
第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表1 (第5条第1項関係)

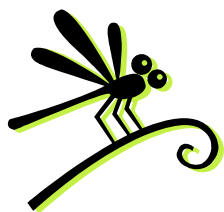
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・議 長・副議長・総務常任委員長・文教福祉常任委員長・産業建設常任委員長・副市長・(仮称) 自治基本条例検討分科会長・グリーン・ツーリズム検討分科会長・戦略的交通システム検討分科会長・希少生物保護育成分科会長 |
|---|



2. まちづくり委員会（希少生物保護育成分科会）委員名簿

委 員

伊藤 五百里	ハリヨを守る会代表
石井 徹郎	下多度へら倶楽部代表
大橋 幸江	子ども会育成連絡協議会代表
加々本 紘一	公募委員
伊藤 逸貴	〃
古川 光一	大江小学校教諭 (学校ビオトープ設置校)
松田 芳明	海西小学校教諭 (学校ビオトープ設置校)
栗田 丈正	農林振興課職員
日比 佳克	環境衛生課職員
伊藤 一人	生涯学習課職員
内堀 壺仁	企画政策課職員
アドバイザー 森 誠 一	岐阜経済大学経済学部教授



3. 検討事項の概要

□総合開発計画と戦略プロジェクト

今年4月にスタートした「海津市総合開発計画」では、市民との連携・協働を基本としています。また、めざす将来像を「協働が生み出す 魅力あふれるまち 海津」と定め、「心のオアシス都市」を副題としています。心のオアシスとは、大都市近郊にあって、美しく豊かな自然や潤いある環境と調和し、憩いと安らぎの場を市民等に提供する田園都市であることを示しています。将来像実現のために、選択と集中により重点的、優先的に取り組む4つの施策（オアシス）を「市の戦略プロジェクト」と位置づけました。

《戦略プロジェクト》

オ オンリーワンのまちづくりプロジェクト

地域の魅力を高め、人が集まる活気に満ちたまちをめざします。

ア 安心して子育てできるまちづくりプロジェクト

若者が市内に定住し、安心して生活できる子育て支援社会を目指します。

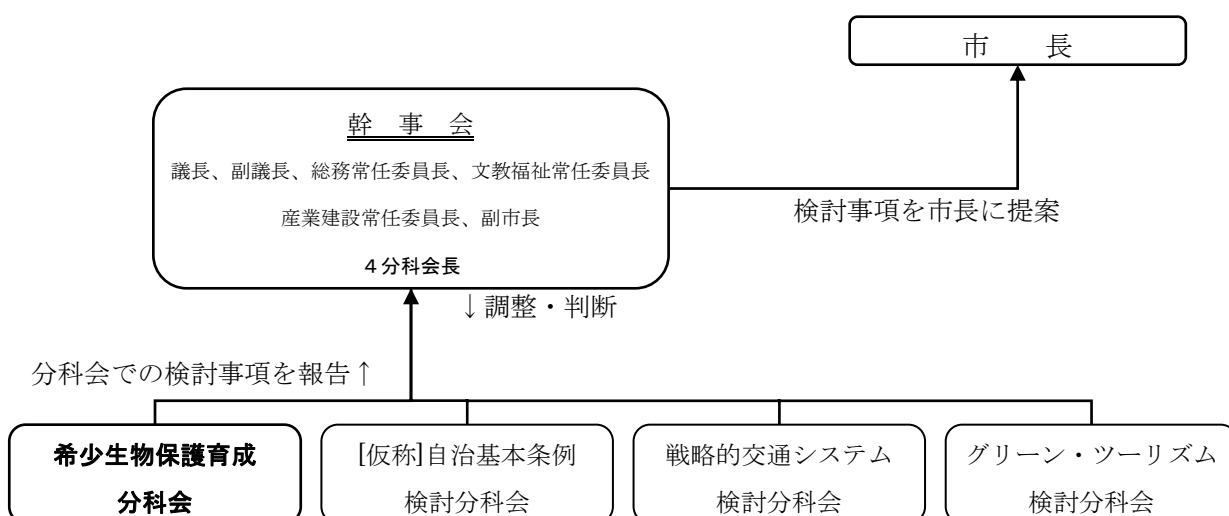
シ 市民協働によるまちづくりプロジェクト

みんなの力でまちづくりを進め、スリムな行政サービスをめざします。

ス 住み良いまちづくりプロジェクト

安全で快適な生活環境をめざします。

□まちづくり委員会組織図





□希少生物保護育成分科会の活動目的

海津市は市の西部に緑豊かな養老山地を擁しており、これを水源に幾筋もの谷川が流れています。また、伏流水として地中を流れ、湧水として出現しているところもあり、『ハリヨ』など貴重な湧水系の動植物の命を育んでいます。

これらの流れは集まりながら山裾を流れ、やがて水量豊かな木曾三川へと注ぎます。ここではまた下流部ならではの生き物の営みがあり、これらの変化に富んだ水辺環境が市内において多種多様な生態系を育んでいます。

しかし、一方では開発などにより野生生物の生息環境の悪化を招いているほか、近年では外来種の増加により、在来の固有種が捕食されたり、すみかを追われるなど生態系の破壊が進んでおり、この対応が喫緊の課題になっています。

希少生物保護育成分科会では、この地域において絶滅の危機に瀕している希少生物の保護のあり方について、その方策及び取り組みを検討します。

また、総合開発計画では市民と市の協働を推進しており、この分科会の活動を協働で進めることにより、海津市のめざす将来像の副題である「心のオアシス都市」を具現化していくことも可能であると考えられます。

□希少生物保護育成分科会において想定される検討事項

- ・ 保護活動の今後の取り組みについて
- ・ 既存団体間の連携について
- ・ 保護対象種の検討について
- ・ 海津市レッドデータブックの作成検討について（市民への保護啓発のため）
- ・ 市民主導による保護活動の展開について
- ・ 市民と市（行政）との協働のあり方について



4. 活動スケジュール

(活動頻度は2ヶ月に1回～月1回程度を想定)

平成19年 4月	海津市総合開発計画スタート
----------	---------------



平成19年 7月	海津市まちづくり委員会・分科会の設置
----------	--------------------



平成19年 7月25日	第1回分科会の開催
-------------	-----------

〈想定される検討内容〉

- ・保護活動の今後の取り組みについて
 - ・既存団体間の連携について
 - ・保護対象種の検討について
 - ・海津市レッドデータブックの作成検討について（市民への保護啓発のため）
 - ・市民主導による保護活動の展開について
 - ・市民と市（行政）との協働のあり方について

検
討

平成21年 3月 日	市長への提案
------------	--------



参考資料 1. 希少種保存の必要性

■日本の希少生物は 2,389 種（日本希少生物保護協会HPより抜粋）

希少生物・絶滅危惧種と聞くと、パンダやトキなどといった動物を思い浮かべる人も多いと思います。もちろんパンダやトキも希少生物です。しかし、実際にはつい最近まですぐそばで普通に見かけられたはずの動植物たちがその生息数を減らし、希少生物・絶滅危惧種と認定されているのが実状です。

鳥類では日本で確認されている 542 種のうち 137 種（約 25% 絶滅 14 種含む）、両生類は 64 種のうち 23 種（約 36%）、爬虫類は 97 種のうち 30 種（約 31%）、哺乳類は 180 種のうち 48 種（約 27% 絶滅 4 種含む）、魚類は 272 種のうち 76 種（約 28% 絶滅 3 種含む）、無脊椎動物（昆虫類・貝類・十脚甲殻類・クモ類・及びその他の一部の分類群に限る）は 33,776 種のうち 410 種（約 1% 絶滅種含む）植物では約 7,000 種のうち 1,665 種（約 24% 絶滅 25 種含む）計 2,389 種が絶滅種・絶滅危惧種等として認定を受けています。（数値は全て「日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―環境庁編」による）

■岐阜県希少野生生物保護条例（平成 15 年）前文より

岐阜県は、「山紫水明」の県として、北には北アルプスをはじめとする山々が連なり、南には木曽川、長良川及び揖斐川の木曽三川にはぐくまれた濃尾平野が広がり、その中で全国でも有数といわれる多種多様の野生生物が生息し又は生育する自然豊かな県である。

しかしながら、近年、様々な社会活動により森林や湿地が減少するとともに、人とのかかわりの中で維持されてきた里山や水田など身近な自然環境が変化してきており、岐阜県に生息し又は生育する多様な野生生物の中には、絶滅が懸念される希少な野生生物も存在している。

野生生物は、互いに関連しあうとともに、人とのかかわりの中で調和のとれた自然生態系を構成しており、その一部が絶滅にひんしていることは、長い年月をかけてつくり上げてきた人と自然との良好な関係が変化しようとしている兆しである。

こうした野生生物の現状と、自然の構成要素が消滅するのにはさほど時間を要しないがその再生には多大な時間と努力を必要とすることを考えるとき、希少な野生生物に対する負荷の低減を図ることは我々人間に課された使命である。

ここに、すべての県民等の参加と協働により、絶滅のおそれのある希少な野生生物を守り、岐阜県の貴重な財産を次代に継承するためこの条例を制定する。



参考資料 2. これまでのとりくみ

平成 18 年度より大江小学校では、市との連携のもと、岐阜県のレッドデータブックに記載されているウシモツゴ（魚類）を校内に設置されている水路（学習池）を利用して、里帰りさせる取り組みをスタートさせた。

取り組みの対象は、十数年前に南濃町地内で捕獲されたウシモツゴで、現在は滋賀県の琵琶湖博物館において種の保存がされている。

18 年度の取り組み

取り組み対象の水路は設置以来十分な手入れが行われていなかったもので、ポンプにより排水を行い、当初に植栽された植物や、これまでに児童や近隣住民が放流した魚（外来種で魚食性のあるライギョ、ブラックバス、ブルーギル、また、同じく外来種のアメリカザリガニ等）なども含めすべて除去し、清掃を行った。

在来種保護を啓発するために、本分科会のアドバイザーでもある岐阜経済大学の森誠一教授を招き、今後実際に水路の管理を担う学年の児童を対象に、今後の水路での活動や、伊自良湖における外来種被害やその駆除の取り組みを通じた希少生物保護についての講演が行われた。

19 年度の取り組み

6 月 4 日と 7 月 13 日に、ウシモツゴの里帰りに向けた試験放流として、水路への在来種放流を行ったほか、児童による学校付近の水路の環境調査を行った。水路の環境調査では捕獲された 5 種の内、トノサマガエルを除く 4 種が外来種であった。※ 1

子どもたちは自分の身近なところにまで外来種が押し寄せている実態を学んだ。参加した児童からは、自分で捕まえた魚を水路に放流して良いかとの質問があり、メダカとカダヤシの判別が素人では難しいという例を挙げ、安易に放流をしてはいけないことや、放流に際しては、どの種を何匹放流したかを毎回正確に記録し、管理する必要があることを学習した。

この点については、水路清掃の後にもミドリガメが放流された経緯もあったことから、近隣の住民も含め、在来種及び希少種を飼育していることを周知していく必要がある。

現在は管理が容易な閉鎖水域（水路）での保護活動であるが、自然環境下への放流を目標に据えた活動を展開していくには、近隣住民に対しても安易な放流は在来種保護の点から避けるべきであることを学習してもらう必要がある。

大江小学校においては、近隣住民も交えた保護に関する学習の機会を設け、地域ぐるみの活動として取り組むことも検討していく必要がある。

※ 1 環境調査において捕獲された外来種

アメリカザリガニ・カダヤシ・ジャンボタニシ・ウシガエルの幼生

Sunday Column

サンデーコラム

67.2.1
新報

この二十数年間、私はハリヨを含むトゲウオ類を研究してきた。ハリヨとの出会いは、西美濃のある湧水細流で小学生の時だった。当時から、湧水の枯渇場所が増え、ハリヨの減少を目の当たりにしてきた（拙著「トゲウオのいる川」中公新書）。いろんなレベルで保全活動もしてきたつもりだが、今も負け戦の連続という気持ちで、悔しいことが多い。

ハリヨの危機

誠一 森
岐阜経済大教授



もり・せいichi 三重度「生態学琵琶湖賞」受賞出身。福井県大野市の賞。著書に「トゲウオの「本願清水イトヨの里」いる川」（中公新書）、「トゲウオの自然史」（中公新書）、「トゲウオの自然史」（中公新書）、「トゲウオの自然史」（中公新書）など。

科学と地域で守ろう

においては、実質的な保全のみならず、保全活動や学校教育の場として活用もされている。効果的かつ継続的な保全活動の展開が座長となって「放流ガ」的に調査している範囲六は、その規制を、地域の維持を目標に合意をされ、HP上でも公開されている。今、この紙面でハリヨを取り上げたのは、今年、これまで通年安定的な記録されている。私が現

ひろば HIROBA

かが壊滅的な状況となつていて、放流もしているからである。全体的に個体数が減少し、体サイズも矮小（わいしょう）化して、繁殖力が低下していると考えられる。特に水底がヘドロ化してしまい、営巣地が著しく縮退している。ある調査範囲では、一九九〇年代初期と比べて、春の